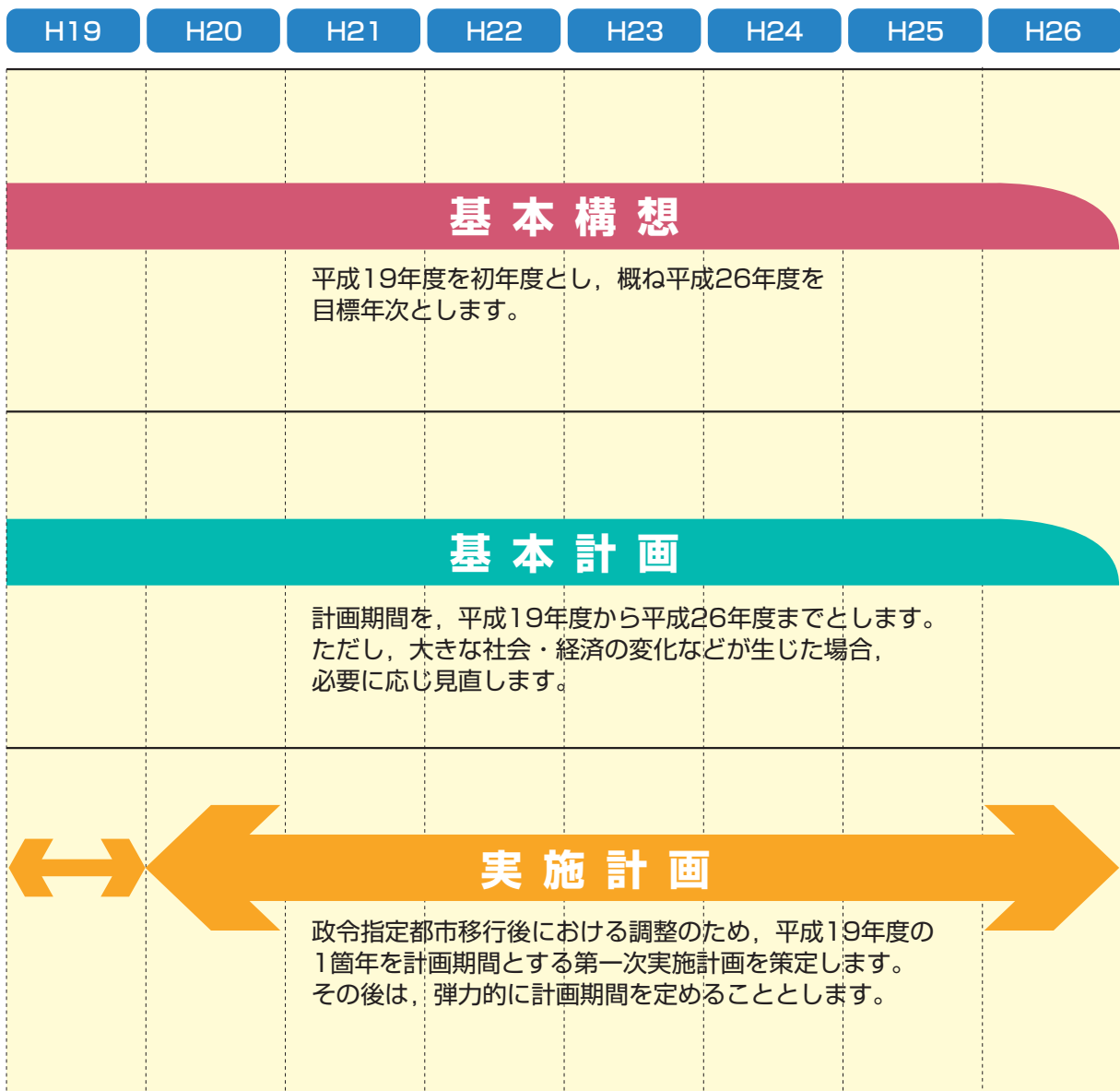


総論（1）総合計画の枠組み

（1）計画期間

計画期間は、平成19年度から平成26年度までの8年間とします。

平成17年に14市町村が合併した際に策定した合併建設計画の計画期間が平成26年度までであることから、総合計画の計画期間を合わせています。



(2) 構成

この計画は、合併建設計画と合併マニフェストの趣旨を踏まえたうえで策定しています。

